

自衛隊名簿提供違憲訴訟について

国と奈良市による名簿提供、利用行為の違憲性・違法性を判断し、原告の人権救済を求める要請書

貴裁判所で係争中の自衛隊名簿提供違憲訴訟（令和 6 年（ワ）第 1 3 4 号）について要請します。奈良市在住の高校生（当時）が、勇気をふりしぼって、若者の個人情報を守れと、国と奈良市を提訴しました。

自衛官等募集のために、国・自衛隊が自治体に対し、本人の同意なしに募集対象者情報（18 歳、22 歳に達する若者の個人 4 情報、氏名・住所・生年月日・性別）の提供を求め、入手した情報を利用して募集を行う行為、及び地方自治体が国・自衛隊の要請に応じ名簿を提供する行為は、憲法 13 条に基づくプライバシー権を侵害します。国・自衛隊が自治体に対し違法な方法で名簿の提供を求める行為、及び地方自治体が国・自衛隊のいいなりに住民の個人情報を提供する行為は、地方自治の原則を破壊する行為です。個人情報保護法ならびに住民基本台帳法は、個人情報の外部提供を原則禁止しており、自衛隊法 97 条と同施行令 120 条は個人情報の提供を求める根拠になりません。

今日の自衛隊は、集団的自衛権の行使容認、安保 3 文書改定による敵基地攻撃能力の保有により大きく変質しています。自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務（賭命義務）があります。このような自衛官等の募集のために、高校卒業予定者に対する職業紹介の規制も何らなされず行われている名簿の提供・利用行為によって、原告の人権は著しく侵害されています。以上により、貴裁判所に以下の要請を行います。

- 1、 名簿提供の違憲性・違法性について、自衛隊の実態に基づき審理をつくすこと。
- 2、 憲法の理念に則り、原告の人権侵害を救済し国家賠償を認めること。

氏 名	住 所